

## 解体自動車等の不適切な輸出にご注意下さい

H26.10 環境省関東地方環境事務所

- 最近、関東管内の輸出貨物の検査現場で、以下のような事例がありました（すべて輸出は差し止め）。
  - ・ 都道府県の許可を受けた解体業者により解体が行われた車両やその部品として輸出申告されたが、再資源化基準に従った解体が行われておらず、廃油・廃液、バッテリー、エアバッグ等が残置されていた事例
  - ・ 検査貨物から、エアバッグを取り外していないーフカット車が確認されたため、その解体履歴を確認したところ、移動報告上は作動処理が行われたものとして処理され、料金が支払われていた事例
  - ・ 中古車を輸出しようとした者が、輸出予定事項証明書等の取得に日時を要するため、その手間を惜しんで、都道府県の許可を受けた解体業者及び破砕業者に依頼して、実際には再資源化基準に従った解体行為を行わないまま当該解体業者が解体を行ったとして虚偽の移動報告を行い、解体が終了した旨の移動報告の画面の写しを付して解体車の輸出として輸出申告を行った事例
  - ・ ドアのみ外れた事故車両を解体車として輸出申告しようとしたところ、税関において移動報告の画面の写しの提出を求められたため、当該車両は税関預かりのままであるにもかかわらず、後付けで都道府県の許可を受けた解体業者に依頼し、当該解体業者が解体行為を行ったとして虚偽の移動報告を行い、解体から破砕までが終了した旨の移動報告の画面の写しを提出した事例
  - ・ 海外からノックダウン用の中古車を仕入れるため来日した外国人グループに、解体作業用のヤードを貸与し、移動報告から輸出申告までの一連の行為について名義を貸与していた事例。エアバッグも取り外されないまま輸出されていたが、移動報告上は取り外したのものとして登録。
- こうした行為は、自動車リサイクル法の電子マニフェスト制度の外で使用済自動車等の処理が行われる事態を引き起こし、当該制度に期待される使用済自動車等の適正処理を確保するという効果を損ない、

正に不適正処理を助長する行為です。また、解体業者が当該解体自動車の処理について、車上作動処理を行った旨の移動報告をした場合、自動車ユーザーが預託したリサイクル料金を不正に受領することとなり、極めて悪質な違反行為です。

- また、使用済自動車、解体自動車（解体自動車全部利用者に引き渡されたものを除く。）及び特定再資源化物品（シュレッダーダスト、エアバッグ中のガス発生器）については、自動車リサイクル法第 121 条により廃棄物処理法上の廃棄物とみなすと規定されており、その輸出は、未遂も含めて廃棄物処理法に基づく処罰の対象となる場合があります。（5 年以下の懲役又は最大 3 億円の罰金）

なお、解体自動車（廃車ガラ）を輸出業者に引き渡す場合、解体自動車全部利用者として当該輸出業者に引き渡した旨の移動報告が必要です。また、自動車リサイクル法の規定に基づき引渡の事実を証する書面を 5 年間保存する必要があります（同法第 18 条第 8 項において準用する法第 16 条第 5 項、同法施行規則第 11 条及び第 12 条）。

- 環境省では、自動車リサイクル法の適正な運用の確保と廃棄物輸出の未然防止のため、税関と連携して水際検査を強化しております。上記のような事例を確認した場合、許認可権を有する自治体（車上作動契約を自動車再資源化機構と締結している事業者の場合は、自治体に加えて自動車再資源化機構）とも連携して対応を進めることとなります。既に自治体から法に基づく勧告を行った事例や、自動車再資源化機構との契約解除に至った事例が発生しており、悪質な事例についてはより踏み込んだ対応も検討することとなります。

解体業者・破砕業者の皆様におかれては、上記のような行為に荷担しないよう、再資源化基準に従った解体と適正な移動報告の実施など、自動車リサイクル法の遵守を徹底して下さい。